

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会部会規程

第1条 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第31条第3項の規程に基づく部会の運営は、この規程の定めるところによる。

第2条 部会は、定款第1条の目的及び事業を遂行するため専門的な調査、研究を行う。

第3条 部会は次の3部会とする。

1 企画運営部会

- (1) 中・長期の社協行動計画に関する事項
- (2) 役員、評議員の職務、役割に関する事項
- (3) 職員処遇、福利厚生に関する事項
- (4) 人材確保・養成に関する事項
- (5) 自主財源の確保に関する事項
- (6) 広報・啓発に関する事項
- (7) 社会貢献に関する事項
- (8) 例規に関する事項
- (9) その他、他の部会に属さない事項

2 地域福祉・ボランティア部会

- (1) 中・長期の地域福祉活動計画に関する事項
- (2) まちづくり委員会等との連携による地域福祉活動の推進に関する事項
- (3) ボランティア団体、当事者団体との連携に関する事項
- (4) 住民参加型地域福祉活動に関する事項
- (5) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度に関する事項
- (6) ボランティア活動の啓発と推進に関する事項
- (7) 福祉教育の推進に関する事項
- (8) 地域包括ケアシステム（各機関との連携協力体制）に関する事項

3 介護福祉部会

- (1) 中・長期の介護保険事業計画に関する事項
- (2) 介護保険事業者の経営に関する事項
- (3) 介護職員の処遇、福利厚生に関する事項
- (4) 介護職員の人材確保・養成に関する事項
- (5) 在宅介護者の福祉の推進に関する事項
- (6) 他の事業所、関係機関との連携に関する事項

第4条 部会は、会長の委嘱する者をもって構成し、部会員の数は、部会の性格を考慮して会長が定める。

2 部会員の任期は、2年とする。

3 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 部会に、次の役員をおく。

部会長	1名
副部会長	2名

第6条 役員は、各部会の部会員の互選により選出する。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 部会は、部会長が必要に応じて会長の承認を得て招集し、その議長となる。

附 則

この規程は、昭和38年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月28日から施行する。